

2016年6月17日

報道関係者各位

日本一般用医薬品連合会

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の対象製品パッケージに表示する共通識別マークについて

謹啓 初夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2017年1月施行のセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）（以下、本税制と略す）の対象製品パッケージに表示する共通識別マークが決まりましたので、下記の通りお知らせいたします。

対象製品パッケージへの共通識別マークの表示により、本税制の対象製品であることをお伝えします。また、本税制の認知・理解を深める広報・啓発活動の際には、併せて共通識別マークも案内してまいります。

なお、対象製品パッケージへの共通識別マークの表示に際しては、医薬品医療機器等法やその他の関係法規を遵守いたします。

謹白

[記]

1. 共通識別マーク



- ・他の単一色調への変更は可としています。
- ・表示面の背景色等を考慮し、色調を反転することも可としています（但し、単一色とします）。

2. 表示イメージ

<正面>

<背面>



原則として製品の正面やJANコード近傍等に表示します。

3. シール貼付等による表示対応

共通識別マークの表示方法として、シール貼付等による表示も可としています。

4. 商標登録

本共通識別マークは、商標登録出願中です。

< 本件に関するお問い合わせ先 >

日本一般用医薬品連合会事務局：海老塚・辰巳・神田 TEL03-3865-4911